

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会 (第28回)における法務省説明資料について

資料1・・・DV法違反事件の受理処理概況

資料2・・・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第20条の規定による指定の件(平成13年法務省告示第449号,最終改正:平成16年法務省告示第87号)

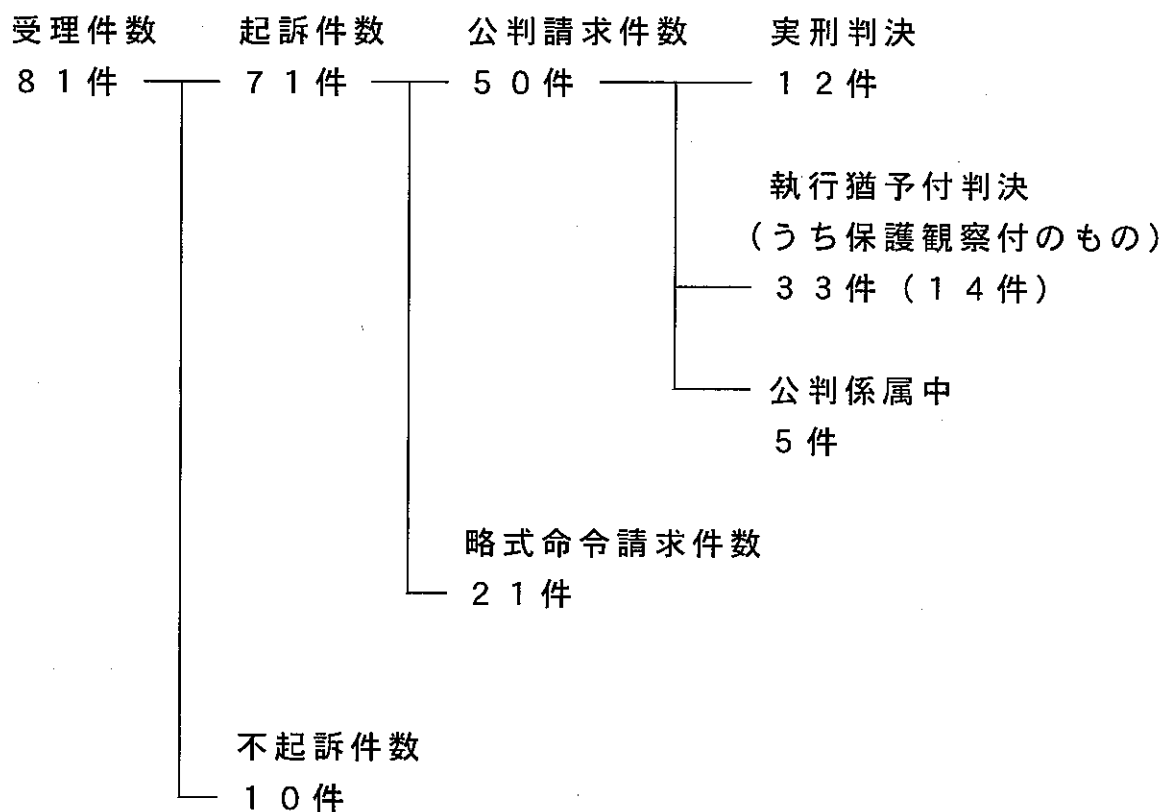
資料3・・・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行に伴う公証事務の取扱いについて(通達)

資料4・・・職務関係者に対する研修実施状況

資料5・・・「女性の人権ホットライン」統計資料(平成15年)

D V 法違反事件の受理処理の概況

法務省刑事局において、D V 法施行（平成 13 年 10 月 13 日）後、平成 16 年 3 月 31 日までに報告を受けたいわゆる D V 法違反（保護命令違反）事件は 81 件であり、その処分状況は以下のとおりである。



※ D V 法違反以外の事実（暴行・傷害・器物損壊等）を合わせて処理等がされた事案を含む。

資料 2

- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第二十条の規定による指定の件

平成十三年法務省告示第四百四十九号

平成十五年法務省告示第百七十一号(一部改正)

平成十六年法務省告示第八十七号(一部改正)

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第八条及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二十条の規定により、左に掲げる法務局又は地方法務局の支局に勤務する法務事務官に同法第十二条第二項及び第十八条第二項の認証に関する事務を行わせる。

この告示は、平成十三年十月十三日から効力を生ずる。

平成十三年十月三日

法務大臣 森山眞弓

さいたま地方法務局久喜支局

千葉地方法務局佐原支局

水戸地方法務局太田支局

宇都宮地方法務局今市支局

宇都宮地方法務局真岡支局

宇都宮地方法務局烏山支局

前橋地方法務局沼田支局

前橋地方法務局中之条支局

甲府地方法務局鯉沢支局

長野地方法務局木曾支局

新潟地方法務局新津支局

新潟地方法務局村上支局

新潟地方法務局十日町支局

新潟地方法務局柏崎支局

新潟地方法務局六日町支局

新潟地方法務局糸魚川支局

京都地方法務局園部支局

京都地方法務局宮津支局

京都地方法務局京丹後支局

神戸地方法務局西宮支局

神戸地方法務局篠山支局

神戸地方法務局柏原支局

神戸地方法務局社支局

奈良地方法務局桜井支局
奈良地方法務局五條支局
大津地方法務局水口支局
名古屋法務局津島支局
津地方法務局桑名支局
津地方法務局熊野支局
岐阜地方法務局八幡支局
岐阜地方法務局中津川支局
福井地方法務局大野支局
金沢地方法務局輪島支局
富山地方法務局砺波支局
広島法務局廿日市支局
広島法務局庄原支局
岡山地方法務局備前支局
岡山地方法務局高梁支局
岡山地方法務局新見支局
岡山地方法務局美作支局
岡山地方法務局勝山支局
松江地方法務局木次支局
松江地方法務局出雲支局
松江地方法務局益田支局
松江地方法務局川本支局
福岡法務局甘木支局
福岡法務局吉井支局
福岡法務局八女支局
佐賀地方法務局武雄支局
佐賀地方法務局伊万里支局
長崎地方法務局平戸支局
長崎地方法務局福江支局
大分地方法務局杵築支局
大分地方法務局佐伯支局
大分地方法務局竹田支局
大分地方法務局宇佐支局
熊本地方法務局宇土支局
熊本地方法務局玉名支局
熊本地方法務局御船支局
熊本地方法務局山鹿支局
熊本地方法務局阿蘇支局

熊本地方法務局人吉支局
鹿兒島地方法務局国分支局
鹿兒島地方法務局知覽支局
宮崎地方法務局日向支局
那覇地方法務局名護支局
仙台北法務局塩竈支局
仙台北法務局築館支局
仙台北法務局登米支局
山形地方法務局寒河江支局
山形地方法務局新庄支局
山形地方法務局長井支局
山形地方法務局酒田支局
盛岡地方法務局二戸支局
盛岡地方法務局遠野支局
盛岡地方法務局水沢支局
秋田地方法務局大館支局
秋田地方法務局湯沢支局
青森地方法務局むつ支局
青森地方法務局五所川原支局
青森地方法務局鱒ヶ沢支局
青森地方法務局十和田支局
札幌法務局浦河支局
札幌法務局岩内支局
札幌法務局俱知安支局
函館地方法務局江差支局
函館地方法務局寿都支局
旭川地方法務局紋別支局
旭川地方法務局稚内支局
高松法務局観音寺支局
徳島地方法務局阿南支局
徳島地方法務局脇町支局
徳島地方法務局川島支局
高知地方法務局伊野支局
高知地方法務局土佐山田支局
高知地方法務局須崎支局
高知地方法務局安芸支局
松山地方法務局大洲支局
松山地方法務局伊予三島支局

資料 3

法務省民総第 2542 号

平成 13 年 10 月 3 日

法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行に伴う公証事務の取扱いについて（通達）

配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「法」という。）が来る 10 月 13 日から施行され、法第 20 条の規定による指定の告示（平成 13 年法務省告示第 449 号。以下「告示」という。）が同日から効力を生ずることとなったが、これに伴う公証事務については、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう、貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らい願います。

記

第 1 保護命令制度

法によって創設された保護命令制度とは、被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が、被害者からの申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、一定の期間、被害者へのつきまとい等の禁止や住居からの退去を命じ、その命令の違反に刑罰が科されるという制度である（法第 10 条本文、第 29 条）。また、その内容は、①保護命令の効力が生じた日から起算して 6 か月間、被害者の身辺に「つきまとい」等を禁止すること（法第 10 条第 1 号）、②保護命令の効力が生

じた日から起算して2週間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること（同条第2号）である。

第2 宣誓認証

1 公証人による宣誓認証

裁判所への保護命令の申立てに当たっては、その申立書に、被害者が、①配偶者から暴力を受けた状況、②更なる配偶者からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる事情及び③配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無等を記載しなければならず（法第12条第1項）、その申立書に③の事実の記載がないときは、申立書に①の状況及び②の事情についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたもの（以下「宣誓認証供述書」という。）を添付しなければならないこととされている（法第12条第2項）。

なお、保護命令が発せられた場合には、当該保護命令の申立ての理由となった配偶者からの暴力と同一の事実を理由とする再度の申立ては、つきまとい等の禁止を内容とする保護命令（法第10条第1号）に限り、することができることとされている（法第18条第1項）。この再度の申立てをする場合においては、その申立書に、当該申立てをする時における上記②の事情についての宣誓認証供述書を添付しなければならないこととされている（法第18条第2項）。

2 法務事務官による宣誓認証

法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に、第2の1に記載の宣誓認証供述書の認証を行わせることができることとされている（法第20条）。

そこで、告示において第2の1に記載の宣誓認証供述書の認証に関する事務を行わせる法務事務官の指定がされている。

3 留意すべき事項

配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（以下「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その

置かれている環境等を踏まえ、被害者の人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならず（法第23条第1項）、国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとされている（同条第2項）。

したがって、法務局・地方法務局においても、職務関係者に対し、被害者の人権を尊重し、その安全の確保及び秘密の保持の重要性を認識させるとともに、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めさせるために必要な研修及び啓発を行うよう留意されたい。

職務関係者に対する研修実施状況

資料4

実施年度	研修名	科目	講師
13年度	(検察官)		
	検事管理研修	犯罪被害者に対する接し方	常磐大学教授
	検事専門研修	被害者支援への取組み	武蔵野大学教授
		被害者の声	被害者遺族
		検察庁における被害者支援	検察庁被害者支援員
	検事一般研修	検察問題研究会(被害者保護)	武蔵野大学教授 法務総合研究所研修第一部長・教官
		被害者支援への取組み	被害者支援都民センター役員
		被害者の声	被害者支援都民センター職員
		検察庁における被害者支援	検察庁被害者支援員
		検察問題研究会(被害者保護)	被害者支援都民センター役員 法務総合研究所研修第一部長・教官
		児童及び女性に対する配慮と検察の実務	法務省刑事局付
	新任検事実務教育	検察実務における人権への配慮	法務省人権擁護局総務課長
		犯罪被害者の保護	法務省刑事局付
		犯罪被害者の心理とその回復	武蔵野大学教授
		児童、女性に対する配慮	法務省刑事局付

実施年度	研修名	科目	講師
	副検事第3次研修	犯罪被害者支援	武蔵野大学助教授
	副検事第2次研修	犯罪被害者支援	武蔵野大学助教授 検察庁被害者支援員
		DV法	法務省刑事局付
	副検事第1次研修	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律について	法務省刑事局付
		被害者問題	被害者支援都民センター職員
		犯罪被害者の援助	武蔵野大学助教授
	新任副検事実務教育	被害者対策	法務省刑事局付
		人権をめぐる諸問題	法務省人権擁護局総務課長
		犯罪被害者の心理とその回復	武蔵野大学助教授
	(検察事務官)		
	検察事務官高等科研修	セクハラ問題の現状と対応策	法務総合研究所研修第二部教官
		人権の諸問題	法務省人権擁護局総務課長
	(矯正官署職員)		
	高等研修課程高等科	被害者学の課題	慶應義塾大学名誉教授
		被害者遺族の実状	被害者支援都民センター職員
		犯罪被害者の実状とメンタルケア	武蔵野大学助教授
	中級管理課程中級管理科	被害者遺族の実状	被害者支援都民センター職員
	刑務官等研修課程初等科<札幌>	人権問題	法務局職員
	刑務官等研修課程初等科<仙台>	人権擁護	法務局職員
	刑務官等研修課程初等科<東京>	人権問題	人権擁護局職員

実施年度	研修名	科目	講師
	刑務官等研修課程初等科(名古屋)	人権	法務局職員
	刑務官等研修課程初等科(広島)	人権について	法務局職員
	刑務官等研修課程初等科(高松)	人権について	法務局職員
	刑務官等研修課程初等科(福岡)	人権問題	法務局職員
	刑務官等研修課程中等科(東京)	人権問題	人権擁護局職員
	刑務官等研修課程中等科(広島)	人権について	法務局職員
	法務教官研修課程基礎科(仙台)	問題行動概論3(性問題)	ヤハタ母乳哺育相談室職員
	法務教官研修課程基礎科(東京)	人権問題	人権擁護局職員
	法務教官研修課程基礎科(大阪)	刑事政策	甲南大学教授
	法務教官研修課程基礎科(福岡)	人権問題	法務局職員
	法務教官研修課程応用科(東京)	人権問題	人権擁護局職員
	法務教官研修課程応用科(福岡)	人権問題	法務局職員
	法務技官研修課程基礎科(東京)	少年矯正関連法Ⅱ	福岡中央児童相談所職員
	法務技官研修課程応用科(東京)	人権問題	人権擁護局職員
	法務技官研修課程応用科(東京)	人権問題	人権擁護局職員
	専門研修課程専攻科(高松)	人権について	法務局職員
	専門研修課程専攻科(仙台)	身近な人権問題	法務局職員
	専門研修課程専攻科(名古屋)	人権	法務局職員
	専門研修課程専攻科(仙台)	被害者相談の現場から	武蔵野大学心理臨床センター職員
		DV	ヤハタ母乳哺育相談室職員

実施年度	研修名	科目	講師
	(更生保護官署職員)		
	保護局関係観察特別研修	更生保護における被害者等への配慮について	法務省保護局観察課処遇企画官
	保護観察官高等科研修	犯罪被害者の援助	武蔵野大学教授
	保護観察官専攻科研修	更生保護における犯罪被害者への配慮	法務省保護局観察課処遇企画官
	保護観察官中等科研修	更生保護と被害者支援	慶應義塾大学助教授
	保護局関係職員初等科研修	人権と保護	法務省人権擁護局調査救済課補佐官
	(検察官)	被害者支援	常磐大学専任講師
14年度	検事管理研修	環境調整・被害者感情	関東地方更生保護委員会審査第二課長
	検事専門研修		
		犯罪被害者に対する接し方	常磐大学教授
		被害者支援への取組み	武蔵野大学教授
		被害者の声	被害者遺族
		検察庁における被害者支援	検察庁被害者支援員
		検察問題研究会(被害者保護)	武蔵野大学教授 法務総合研究所研修第一部長・教官
		被害者の声	被害者支援都民センター職員
		被害者支援への取組み	被害者支援都民センター役員
		検察庁における被害者支援	検察庁被害者支援員
		児童及び女性に対する配慮と検察の実務	法務省刑事局付
		検察問題研究会(被害者保護)	被害者支援都民センター役員 法務総合研究所研修第一部長・教官
	新任検事実務教育	検察実務における被害者保護	法務総合研究所研修第一部長・教官

実施年度	研修名	科目	講師
		児童、女性に対する配慮	法務省刑事局付
	副検事第3次研修	犯罪被害者支援	武蔵野大学助教授 検察庁被害者支援員
	副検事第2次研修	犯罪被害者支援	武蔵野女子大学助教授 検察庁被害者支援員
		DV法	法務省刑事局付
	新任副検事実務教育	被害者対策	法務省刑事局付
		人権をめぐる諸問題	法務省人権擁護局総務課長
		犯罪被害者の心理とその回復	武蔵野大学助教授
	(検察事務官)		
	検察事務官高等科研修	セクハラ問題の現状と対応策	法務総合研究所研修第二部教官
		人権の諸問題	法務省人権擁護局総務課長
		犯罪被害者支援	武蔵野大学助教授
	(矯正官署職員)		
	高等研修課程高等科	被害者学の課題	慶應義塾大学名誉教授
		被害者遺族の実状	被害者支援都民センター職員
		犯罪被害者の実状とメンタルケア	武蔵野大学助教授
	中級管理課程中級管理科	犯罪被害者の実状とメンタルケア	武蔵野大学助教授
	刑務官等研修課程初等科(札幌)	人権問題	法務局職員
	刑務官等研修課程初等科(仙台)	人権擁護	法務局職員
	刑務官等研修課程初等科(東京)	人権問題	人権擁護局職員
	刑務官等研修課程初等科(名古屋)	人権	法務局職員

実施年度	研修名	科目	講師
	刑務官等研修課程初等科〈広島〉	人権について	法務局職員
	刑務官等研修課程初等科〈高松〉	人権について	法務局職員
	刑務官等研修課程初等科〈福岡〉	人権問題	法務局職員
	刑務官等研修課程中等科〈東京〉	人権問題	人権擁護局職員
	刑務官等研修課程中等科〈名古屋〉	人権	法務局職員
	刑務官等研修課程中等科〈広島〉	人権について	法務局職員
	法務教官研修課程基礎科〈仙台〉	DV	ヤハタ母乳哺育相談室職員
		人権擁護	法務局職員
	法務教官研修課程基礎科〈東京〉	人権問題	人権擁護局職員
	法務教官研修課程基礎科〈大阪〉	刑事政策	甲南大学教授
	法務教官研修課程基礎科〈福岡〉	人権問題	法務局職員
	法務教官研修課程応用科〈仙台〉	人権擁護	法務局職員
		性問題	ヤハタ母乳哺育相談室職員
	法務教官研修課程応用科〈東京〉	人権問題	人権擁護局職員
		問題行動別指導法(家庭問題)	東京家庭裁判所調査官
	法務技官研修課程基礎科〈東京〉	人権問題	人権擁護局職員
	法務技官研修課程応用科〈東京〉	人権問題	人権擁護局職員
	専門研修課程専攻科〈高松〉	人権について	法務局職員
	専門研修課程専攻科〈名古屋〉	人権	法務局職員

実施年度	研修名	科目	講師
	(更生保護官署職員)		
	保護局関係観察特別研修	更生保護における被害者等への配慮について	法務省保護局観察課処遇企画官
	保護観察官高等科研修	犯罪被害者の援助	武蔵野大学教授
	保護観察官専攻科研修	更生保護と被害者支援	常磐大学助教授
	保護観察官中等科研修	人権と保護	法務省人権擁護局調査教済課補佐官
	保護観察官中等科研修	被害者支援	武蔵野大学助教授
	保護局関係職員初等科研修	被害者感情	関東地方更生保護委員会事件管理課長
15年度	(検察官)		
	検事管理研修	犯罪被害者に対する接し方	国立精神・神経センター精神保健研究所精神医学医師
	検事専門研修	被害者支援への取組み	武蔵野大学教授
		被害者の声	被害者遺族
		検察庁における被害者支援	検察庁被害者支援員
		検察問題研究会(被害者保護)	武蔵野大学教授 法務総合研究所研修第一部長・教官
	検事一般研修	被害者の声	被害者支援都民センター職員
		被害者支援への取組み	被害者支援都民センター役員
		検察庁における被害者支援	検察庁被害者支援員
		児童及び女性に対する配慮と検察の実務	法務省刑事局付
		検察問題研究会(被害者保護)	被害者支援都民センター役員 法務総合研究所研修第一部長・教官
	新任検事実務教育	検察実務における被害者保護	法務総合研究所研修第一部長・教官

実施年度	研修名	科目	講師
		児童、女性に対する配慮	法務省刑事局付
	副検事第3次研修	犯罪被害者支援	武蔵野大学助教授
	副検事第2次研修	犯罪被害者支援	武蔵野女子大学助教授
	新任副検事実務教育	被害者対策	検察庁被害者支援員
		人権をめぐる諸問題	検察庁被害者支援員
		犯罪被害者の心理とその回復	法務省人権擁護局総務課長
	(検察事務官)		武蔵野大学助教授
	検察事務官高等科研修	セクハラ問題の現状と対応策	法務総合研究所研修第二部教官
		人権の諸問題	法務省人権擁護局総務課長
		犯罪被害者支援	武蔵野大学助教授

実施年度	研修名	科目	講師
	(矯正官署職員)		
	高等研修課程高等科	被害者学の課題	慶應義塾大学名誉教授
		被害者遺族の実状	被害者支援都民センター職員
		被害者のメンタルケア	武蔵野大学助教授
	中級管理課程中級管理科	犯罪被害者の実情とメンタルケア	武蔵野大学助教授
	刑務官等研修課程初等科〈札幌〉	人権について	大学教授
	刑務官等研修課程初等科〈仙台〉	人権擁護	法務局職員
	刑務官等研修課程初等科〈東京〉	人権問題	人権擁護局職員
	刑務官等研修課程初等科〈名古屋〉	人権問題	法務局職員
	刑務官等研修課程初等科〈広島〉	ドムスティック・バイオレンス	研修支所教官
	刑務官等研修課程初等科〈高松〉	人権について	法務局職員
	刑務官等研修課程初等科〈福岡〉	人権について	法務局職員
	刑務官等研修課程中等科〈東京〉	人権問題	法務局職員
	刑務官等研修課程中等科〈名古屋〉	ドムスティック・バイオレンス	研修支所教官
	刑務官等研修課程中等科〈名古屋〉	人権問題	法務局職員
	刑務官等研修課程中等科〈大阪〉	人権問題	法務局職員
	刑務官等研修課程中等科〈広島〉	人権について	法務局職員
	法務教官研修課程基礎科〈仙台〉	性問題	母乳哺育相談室職員
	法務教官研修課程基礎科〈東京〉	人権問題	人権擁護局職員

実施年度	研修名	科目	講師
	法務教官研修課程基礎科〈福岡〉	人権問題	法務局職員
	法務教官研修課程応用科〈仙台〉	セクシュアル・ハラスメント	法務局職員
	法務教官研修課程応用科〈仙台〉	性問題	母乳哺育相談室職員
	法務技官研修課程基礎科〈東京〉	人権問題	人権擁護局職員
	法務技官研修課程応用科〈東京〉	人権問題	人権擁護局職員
	専門研修課程専攻科〈仙台〉	人権擁護	法務局職員
	専門研修課程専攻科〈名古屋〉	ドメスティック・バイオレンス	母乳哺育相談室職員
	専門研修課程専攻科〈名古屋〉	セクシュアル・ハラスメント DV	研修支所教官
	専門研修課程専攻科〈高松〉	人権問題	法務局職員
	(更生保護官署職員)	人権について	法務局職員
	保護局関係観察特別研修	継続的な被害者支援について	法務省保護局参事官
	保護観察官高等科研修	犯罪被害者の援助	武蔵野大学教授
	保護観察官専攻科研修	刑事政策における被害者施策	中央大学兼任講師
	保護観察官中等科研修	更生保護における被害者への対応	関東地方更生保護委員会保護観察官
		被害者支援	武蔵野大学助教授
		人権と保護	法務省人権擁護局調査教済課補佐官
		DVと児童虐待	東京富士大学助教授
	保護局関係職員初等科研修	被害者感情	関東地方更生保護委員会事件管理課長
	保護局関係職員特別課研修	被害者問題	日本弁護士連合会 弁護士 (全国犯罪被害者支援に関する委員会 副委員長)

(参考)

檢察官	檢事管理研修	任官後おおむね15年程度以上の経歴を有する検事を対象とする。
	檢事専門研修	任官後おおむね7年ないし10年の経歴を有する検事を対象とする。
	檢事一般研修	任官後おおむね3年前後の検事を対象とする。
	新任檢事実務教育	新任検事を対象とする。
	副檢事第3次研修	任官後おおむね11年を経過した副検事を対象とする。
	副檢事第2次研修	任官後おおむね4年を経過した副検事を対象とする。
	新任副檢事実務教育(副檢事第1次研修)	新たに任官した副検事全員を対象とする。
檢察事務官	檢察事務官高等科研修	専修科研修を修了した公安職(二)4級以上の檢察事務官を対象とする。
矯正官署職員	高等研修課程高等科	入所試験合格者及び国家公務員I種試験採用者を対象とする。
	中級管理課程中級管理科	入所試験合格者を対象とする。
	刑務官等研修課程初等科	新採用職員を対象とする。
	刑務官等研修課程中等科	入所試験合格者を対象とする。
	法務教官研修課程基礎科	新採用職員を対象とする。
	法務教官研修課程応用科	専門官を対象とする。
	法務技官研修課程基礎科	新採用職員を対象とする。
	法務技官研修課程応用科	専門官を対象とする。
	専門研修課程専攻科	特定の分野に関する矯正実務の専門的教育訓練を必要とする者を対象とする。
更生保護官署職員	保護局関係觀察特別研修	觀察課長を対象とする。
	保護觀察官高等科研修	おおむね行政職(一)5級ないし7級の保護觀察官を対象とする。
	保護觀察官専攻科研修	おおむね行政職(一)4級ないし6級の保護觀察官を対象とする。
	保護觀察官中等科研修	おおむね行政職(一)3級ないし4級の保護觀察官を対象とする。
	保護局関係職員初等科研修	新規採用の行政職(一)の適用を受ける保護局関係職員を対象とする。

「女性の人権ホットライン」統計資料（平成15年）

○ 設置目的

男女共同参画社会基本法の制定を踏まえ、性差別に起因する人権侵害の被害者の救済を推進するため、平成12年7月3日、全国50の法務局・地方法務局の本局に、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラースメン、ストーカー行為等様々な女性の人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備したものの。

○ 各月の利用件数と主な相談内訳

相談内訳	15年												合計（件）
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
暴行虐待等	483	502	497	412	456	449	474	427	486	459	713	391	5,749
セクハラ	49	62	94	69	76	84	70	52	67	62	78	42	805
ストーカー	42	32	27	28	34	36	34	28	33	18	58	33	403
その他	1,809	2,045	1,758	1,805	1,779	1,951	1,704	1,563	1,799	1,886	2,398	1,661	22,158
合計（件）	2,383	2,641	2,376	2,314	2,345	2,520	2,282	2,070	2,385	2,425	3,247	2,127	29,115

※参考 平成15年中の利用件数 29,115件(月平均 約2,420件)
 平成14年中の利用件数 22,945件(月平均 約1,910件)
 平成13年中の利用件数 9,623件(月平均 約800件)

(注) 11月の件数には、全国一斉「女性の人権ホットライン」相談日（全国人権擁護委員連合会主催）における取扱件数887件が含まれている。

○ 利用件数の推移

